

墨田区立公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(土地又は公園施設の使用料)</p> <p>第7条 <u>公園施設を設置し、又は管理する者</u>からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第3の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(公園施設の設置又は管理の休止又は廃止)</p> <p>第8条 <u>公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止し、又は廃止しようとするときは、その10日前までに、理由を付して区長に届け出、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(許可申請書の記載事項)</p> <p>第9条 法第6条第2項に規定する事項のほか、条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。</p> <p>申請者の住所、<u>氏名及び職業</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第13条 <u>公園内では、次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>(墨田区総合体育館等の特例)</p> <p>第15条の2 <u>有料施設のうち墨田区総合体育館、両国公会堂及び東あずま公園集会所の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>(有料施設の使用)</p> <p>第15条の3 <u>有料施設(墨田区総合体育館、両国公会堂及び東あずま公園集会所を除く。以下同じ。)</u>を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 <u>公園施設を設置又は管理する者</u>からは、その使用する土地又は公園施設について、別表第3の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 <u>公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止又は廃止しようとするときは、その10日前までに、理由を付して区長に届け出、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第9条 〔同左〕</p> <p>申請者の住所・<u>氏名及び職業</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第13条 <u>公園内では次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までについては、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の2 <u>有料施設のうち墨田区総合体育館、墨田区屋内プール体育館、墨田区弓道場、両国公会堂及び東あずま公園集会所の管理運営について必要な事項は、別に条例で定める。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の3 <u>有料施設(墨田区総合体育館、墨田区屋内プール体育館、墨田区弓道場、両国公会堂及び東あずま公園集会所を除く。以下同じ。)</u>を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 〔略〕</p>

墨田区立旧安田庭園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニス・コート	2面
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年野球場	1面
墨田区立隅田公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立荒川四ツ木橋緑地	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東あずま公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立大横川親水公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立東墨田公園	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立立花大正民家園	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

別表第6

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
弓道場	貸切りの場合、1回	午前(午前9時から正午まで)	1,800円
		午後(午後0時30分から午後4時30分まで)	2,200円
		夜間(午後5時から午後9時まで)	3,900円
		全日(午前9時から午後9時まで)	6,100円
	貸切りでない場合、1人、1回、4時間以内		300円

〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
墨田区立堤通公園	庭球場	堤通公園テニス・コート	2面
墨田区立隅田公園	体育館	墨田区屋内プール体育館	1箇所
墨田区立隅田公園	野球場	隅田公園少年野球場	1面
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔同左〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 〔略〕

別表第6

有料施設使用料

種別	単位	区分	使用料
庭球場	〔略〕	〔略〕	〔略〕
			〔新設〕

野球場〔略〕	〔略〕	〔略〕
競技場〔略〕	〔略〕	〔略〕
球技場〔略〕	〔略〕	〔略〕
魚つり場〔略〕		〔略〕
旧宅〔略〕		〔略〕

付記

- 1 〔略〕
- 2 ナイター設備を使用して庭球場及び野球場を使用する場合は、次の区分により照明料を徴収する。
〔略〕
野球場 1面、2時間以内につき4,500円（昼間の使用にあつては、3,000円）
- 3 貸切りで弓道場を使用する場合において、「午前」と「午後」又は「午後」と「夜間」とを引き続き使用するときの中間時間については、使用料を徴収しない。
- 4 付属設備及び器具を使用して弓道場を使用する場合は、付属設備及び器具1種、4時間以内の使用につき400円の範囲内で規則で定める使用料を徴収する。

野球場〔略〕	〔略〕	〔略〕
競技場〔略〕	〔略〕	〔略〕
球技場〔略〕	〔略〕	〔略〕
魚つり場〔略〕		〔略〕
旧宅〔略〕		〔略〕

付記

- 1 〔略〕
- 2 〔同左〕

〔略〕

野球場 1面、2時間以内につき4,500円（昼間の使用にあつては3,000円）

〔新設〕

〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3、別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。